

## 平成21年第6回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成21年12月14日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第58号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第59号 本巢市自主運行バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第60号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第6 議案第61号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第7 議案第64号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第65号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第66号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第67号 平成21年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 認定第2号 平成20年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第3号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第4号 平成20年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第5号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第6号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第7号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第8号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 議案第68号 動産の買入について
- 日程第19 発議第14号 就学・修学保障制度の充実を求める意見書について
- 日程第20 発議第15号 地方自治体に対する施策の充実及び財源確保に関する意見書について
- 日程第21 発議第16号 日米FTA（自由貿易協定）に反対する意見書について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで

追加日程第1 発議第17号 岐阜県行財政改革アクションプランに関する意見書について

---

### 出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	船渡洋子
5番	臼井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光

11番 村瀬明義  
13番 瀬川治男  
15番 上谷政明  
17番 遠山利美

12番 若原敏郎  
14番 後藤壽太郎  
16番 大西徳三郎  
18番 鵜飼静雄

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	小野 精三
教育長	白木 裕治	総務部長	鷲見 良雄
企画部長	高田 敏幸	市民環境部長	藤原 俊一
健康福祉部長	村瀬 光廣	産業建設部長	山田 英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田 道夫	上下水道部長	杉山 尊司
教育委員会 事務局長	成瀬 正直	会計管理者	矢野 博行
代表監査委員	三田村 晃司		

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	河合 重光	議会書記	安藤 正和
議会書記	吉村 太志		

---

開議の宣告

議長（遠山利美君）

それでは、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号11番 村瀬明義君と12番 若原敏郎君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

議長（遠山利美君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高田文一君。

総務企画委員会委員長（高田文一君）

それでは、総務企画委員会から報告をいたします。

12月7日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、鷲見総務部長、高田企画部長、山田根尾総合支所長、矢野会計管理者ほか関係職員の出席を求め、付託案件2件の審査、協議案件2件の協議、意見書の取り扱いについて慎重に協議いたしました。

初めに、総務関係の付託案件、議案第58号の審査、協議案件、議案第64号、認定第2号について協議をいたしました。

協議案件についての質疑、議案第64号では、慎重に協議をいたしましたが、質疑はありませんでした。

認定第2号では、滞納者に対して差し押さえを行っているか、行政バスの目的外使用の基準はどのようなになっているか、財政状況の見込みは、普通財産の処分状況はなど質疑がありました。

続いて、企画部関係の付託案件、議案第59号の審査・協議案件、議案第64号、認定第2号について協議をいたしました。

協議案件についての質疑、議案第64号では、慎重に協議をいたしましたが、質疑はありませんでした。

認定第2号では、ケーブルテレビの加入状況についての質疑がありました。

12月4日の全員協議会において、議長より提案され、執行部が国会議員に提出された国要望等に係る意見交換要望13の内容について、議会としての取り扱いを協議いたしました。委員会では、1、2、3の項目について意見書として発議することを確認し、議会運営委員会において日程に追加し、議案として取り上げていただくようお願いすることといたしました。

さらに12月14日午前8時40分から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、議会運営委員会から岐阜県行財政改革アクションプランに関する意見書についての協議をしていただけないかという依頼がありましたので、取り扱いについて協議をいたしました。

委員会としては、意見書として発議することを決定し、本日の日程に追加し、議案として取り上げていただくようお願いすることといたしました。

以上、報告いたします。

議長（遠山利美君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 白井悦子君。

文教福祉委員会委員長（白井悦子君）

文教福祉委員会から、報告をいたします。

12月8日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、白木教育長、藤原市民環境部長、村瀬健康福祉部長、成瀬教育委員会事務局長、山田根尾総合支所長、矢野会計管理者のほか関係職員の出席を求め、付託案件3件の審査、協議案件4件の協議、意見書の取り扱いについて慎重に協議をいたしました。

初めに、神海運動場の現状把握のため現地視察を行いました。

引き続き午前10時30分から、市民環境部関係の付託案件、認定第3号、認定第4号、認定第5号の審査、協議案件、議案第60号、議案第64号、議案第65号、認定第2号について協議をいたしました。

協議案件についての質疑としましては、議案第60号、議案第64号、議案第65号では、慎重に協議をいたしました。質疑はありませんでした。また、説明事項として、本巣市国民健康保険税の現状についての説明がありました。

続いて、健康福祉部関係の協議案件、議案第60号、議案第64号、認定第2号について協議をいたしました。

協議案件についての質疑としましては、議案第60号では、老人福祉センター、中野会館の目的外使用等の状況についての質疑がありました。議案第64号では、国の政権交代による子育て応援手当

のその後の対応について、並びに母子加算対策及び取り扱い状況について、さらにインフルエンザ接種状況についてなど質疑がありました。

認定第2号では、慎重に協議をいたしました。質疑はありませんでした。

引き続き、教育委員会関係の協議案件、議案第60号、議案第64号、認定第2号について協議をいたしました。

協議案件についての質疑としましては、議案第60号では、真正・高尾スポーツセンターの使用基準についての質疑がありました。

議案第64号では、慎重に協議をいたしました。質疑はありませんでした。

認定第2号では、小学校管理費のうち児童1人当たりの経費についての質疑がありました。

最後に、意見書の取り扱いについて協議をいたしました。

12月4日の全員協議会において議長より提案された執行部が国会議員に提出された国要望等に係る意見交換要望13の内容について、議会としての取り扱いを協議いたしました。委員会としては、4、5、6、7、13の以上5項目について意見書として発議することを確認し、議会運営委員会において日程に追加し、議案として取り上げていただくようお願いすることといたしました。

以上、報告いたします。

議長（遠山利美君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

12月9日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別委員会室において産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名と議長が出席し、藤原市長、小野副市長、山田産業建設部長、杉山上下水道部長、山田林政部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件4件の審査、協議案件5件、意見書の取り扱いについて慎重に協議をいたしました。

初めに、市道路線の認定及び廃止箇所、西部連絡道路、本巢処理施設の現状把握のため現地視察を行いました。

引き続き、午前10時45分から、産業建設部関係の付託案件、議案第61号の審査・協議案件、議案第60号、議案第64号、認定第2号の協議をいたしました。

協議案件についての質疑ということで、議案第60号では、団体等における周知は行っているか、淡墨駐車場の徴収の管理体制は、また、年中徴収するのか、富有柿センターにおける調理室の実費について、また、東外山ふれあい広場の徴収窓口はどこで扱うのかなどの質疑がありました。

議案第64号では、慎重に協議をいたしました。質疑はありませんでした。

認定第2号では、道路及び法定外公共物占用についてどのようにチェックしているか、除雪委託費の算定内容は、国・県補助金の今後の見通しは、有害鳥獣という言葉の使い方をどのように考えているのか、富有柿の生産状況について、うすずみ温泉活性化イベントの成果は、地籍調査の今後

の見通しは、農地・水・環境保全向上対策事業及び中山間地域直接支払交付金の今後の見通しはなどの質疑がありました。

続いて、上下水道部関係の付託案件、認定第6号、認定第7号、認定第8号の審査、協議案件、議案第64号、議案第66号、議案第67号、認定第2号の協議をいたしました。

協議案件についての質疑として、議案第64号では、慎重に協議をいたしましたが、質疑はありませんでした。

議案第66号では、真正地区処理施設での汚泥発酵肥料の状況（販売、塩の除去施設）についての質疑がありました。

議案第67号及び認定第2号では、慎重に協議をいたしましたが、質疑はありませんでした。

意見書について、12月4日の全員協議会において議長より提案された執行部が国会議員に提出された国要望等に係る意見交換要望13の内容について、議会としての取り扱いを協議いたしました。

委員会としては8、9、10、11、12の項目について意見書として発議することを確認し、議会運営委員会において日程に追加し、議案として取り上げていただくようお願いすることといたしました。

以上、報告をいたします。

議長（遠山利美君）

以上で、諸般の報告を終わります。

### 日程第3 議案第58号及び日程第4 議案第59号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第3、議案第58号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてと、日程第4、議案第59号 本巣市自主運行バス条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第58号と議案第59号については総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高田文一君。

総務企画委員会委員長（高田文一君）

それでは、総務企画委員会に付託されました付託案件について報告をさせていただきます。

議案第58号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

地方公務員災害補償法の改正に伴い、関係条例を改正するもので、慎重に審議をいたしましたが、特に質疑はありませんでした。

委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第59号 本巣市自主運行バス条例の一部を改正する条例について。

自主運行バスの運行経路の変更により本条例を改正するもので、慎重に審議をいたしましたが、

特に質疑はありませんでした。

委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（遠山利美君）

議案第58号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第58号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第59号 本巣市自主運行バス条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第59号 本巣市自主運行バス条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第60号(質疑・討論・採決)

議長(遠山利美君)

日程第5、議案第60号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼静雄君。

18番(鵜飼静雄君)

今回の条例改正によって、1時間単位で使用料を決める、または全体的な整合性を図るという点では評価すべき内容だろうというふうに思っておりますが、この中で1点、グラウンド、広場、そうしたオープンスペースにかかわる使用料の問題についてお伺いをしたいと思います。

例えばグラウンド、広場があって、そこを全面的に利用するという場合には使用料をいただくというのは妥当だろうというふうに思っています。けれども、実際の利用方法として、その一部分を、例えばグループであれ、個人ではあまりないかもしれませんが、一定のグループで行っているような遊びをすとかいう場合がありますね。その場合というのは、一般的には申請をして、使用許可を得て使うということはまずないだろうと思います。片や、正式に申請をする場合には有料になる。勝手にという言い方は何ですけど、広場や公園などであれば自由に使えますよね。そういう場合は無料ということで、整合性がとれない危険性があるのではないかと。私は、もともとグラウンド、広場等については無料が原則だと思っています。先ほど申し上げたように、全面的に使用するんで、ほかの人が使ってもらおうと困るような状態の中で使用する場合には有料であるということについては問題はないというふうに思っておりますけれども、実際に今申し上げたような使い方をした場合にどうするのかということについての考えがありましたら、お伺いしたいと思います。とりわけこのことを申し上げるのは、申請された場合には料金をもらう、そうでない場合はもらわない。その場合に、担当の職員としては、本当にきちんとやろうと思ったら全部チェックせねばならぬ。毎日見て回らないときちんとできないということになります。そのあたりは実際にどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

議長(遠山利美君)

教育委員会事務局長 成瀬君。

教育委員会事務局長(成瀬正直君)

ただいまの鵜飼議員からの御質問でございますけれども、今回のグラウンドの有料化につきましては、受益者負担の原則から、また原価計算をすることで、今回有料化するものでございます。

ただ、今お話にありましたように、一定のグループが許可申請を出さないうちに使うとか、そういったところをできるだけ事務局としましても管理について行き届く範囲内では十分チェックをし

ていくつもりでございますけれども、基本的には従来どおり、従来は無料でございますけれども、許可申請を出していただく中での無料使用とそういうふうでございました。今回も正規に許可申請を出していただいて、許可の受けた団体について利用していただくと。許可証を持った方が使っていくというふうになっていきます。従来どおり変わりませんが、料金的なものが有料になると、そんなことで今回の使用料等の見直しに基づく改定で、今回進めていくということでございますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今の答弁の中に含まれておりましたので、念のために申し上げておきますと、基本的に従来どおりの使い方をされればよいというふうに理解してもよろしいわけですね。

議長（遠山利美君）

成瀬君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

基本的には従来と同じです。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今回の条例改正は、今までばらばらであったものを料金を取るということで、これはこれとして、私は賛成をさせていただきますが、やはり各施設によって借地料とかそういった問題がありまして、これから施設ごとに市民の利用度と、その施設の運営に当たっての料金の問題等含めまして各施設を見直す、検討が必要かと思いますが、こういった考えについて御答弁をお願いします。

議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

企画部長（高田敏幸君）

今の御質問につきまして、公共施設の統廃合といいますが、利用頻度の少ないものをどうしていったらいいのか、あるいは施設管理費がたくさんかかっておるものについてどうしていくのかと。今後そういったことにつきまして、行政改革検討委員会等で、当然、将来的にはそういった施設の統廃合も含めまして、今後検討していくところでございます。

議長（遠山利美君）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第60号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第61号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第6、議案第61号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

議案第61号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

報告をいたします。

議案第61号 市道路線の認定及び廃止について。

質疑として、開発による認定基準、また行きどまりになる箇所ではどの質問に対して、市の基準に基づいて行っているとの答弁でした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告いたします。

議長（遠山利美君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第61号 市道路線の認定及び廃止については、委員長報告のと

おり可決されました。

日程第7 議案第64号（質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第7、議案第64号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今回質疑をあえてしなかったのは、30日の条例改正、職員給与にかかわる、あるいは期末手当にかかわる条例改正のときにいろいろ意見を申し上げましたので、質疑も申し上げませんでしたし、あえて繰り返すことは避けます。そのとき申し上げたように、この改正が必ずしも今の本巢市の状況に合っていない、あるいは今の経済状況の中で本当に妥当なものなのかどうか非常に疑問があるということで、条例改正についても反対いたしました。その内容が今回の補正予算の主要な部分を占めているということから、本案については反対をいたします。

議長（遠山利美君）

ただいま反対の発言がありました。

賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

大西君。

16番（大西徳三郎君）

今、反対討論がありましたけれども、今の話ではありませんけど、条例のときにおいても賛成をしております。また、もろもろあると思いますけど、やむを得ないような状況で今来ておるのかなあと。また、補正予算もしっかりした補正予算を出していただいたということで、私は賛成をしていきます。

議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第64号 平成21年度本巢一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第65号（質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第8、議案第65号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第65号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第66号（質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第9、議案第66号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第66号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第67号（質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第10、議案第67号 平成21年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第67号 平成21年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 認定第2号（質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第11、認定第2号 平成20年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

なお、鏝本議員より、11月26日の本会議で決算審査の意見に対して質疑があり、その答弁を本日举行うことになっておりますので、代表監査委員より答弁をお願いします。

代表監査委員 三田村晃司君。

代表監査委員（三田村晃司君）

11月26日の本会議における決算審査の意見報告に対して受けた質疑について回答申し上げます。

議員御質問の長屋の堤防敷に係る平成20年度分使用料につきましては、15万931円が歳入歳出決算書の款使用料及び手数料、項使用料、目土木使用料、節道路使用料の中に、2万2,875円が歳入歳出決算書の款財産収入、項財産運用収入、目財産貸付収入、節土地建物貸付収入の中に計上されていることを確認しました。

なお、納入金額の2分の1に当たる金額の支出につきましては確認できませんでしたので、決算に影響がないものと考えます。

以上、御報告申し上げます、回答といたします。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

入ってくる方においては、何ら15万云々というのはいいいですね。この中の2分の1が、組合に対しての権利である以上、組合に対して2分の1が還元されてしかるべきだと思っておるわけです。それが歳入歳出の中において歳出にないということは、本来、市が収入として認めるべき金額でない7万云々がそのまま本巢市の財産として残ることになることに対する質問をしたわけです。それがわかりませんという回答であっては、これは何遍聞いても同じことなんです。そのことに対してきちんと調べて、そして本巢市の財産、収入として15万が適正であるかの判断をしていただければ結構です。以上です。

代表監査委員（三田村晃司君）

予算書に基づいた事項に対してのみ平成20年度の決算審査を行いました。それ以前の問題については、執行部にお尋ねいただくしか答えようがありません。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

この問題は、大変な書類を向こうに置いてきてしまったもので年数がよくわかりませんが、私が市会議員になった当初から、その問題においては2分の1の権利を有するというのが、組合に対して2分の1、市に対して2分の1を有するということは、その当時一緒の同僚の議員は承知しておられるわけですよ。それで、その中の1名は必ず議員の代表として、監査役としてそこに署名しておられるわけなんです。ですから、そのことに対して指摘がなされていないということは、執行部に聞くということではなしに、当然、監査委員である人にお伺いをするなり、また執行部にお伺いするなりして結論を出すべきだと思っております。

議長（遠山利美君）

総務部長 鷲見君。

総務部長（鷲見良雄君）

私の方からお答えを申し上げます。

議員一般質問の冒頭にも御説明を申し上げましたとおり、お示しされているのは北部財産管理組合と市と、旧糸貫町時代に覚書が締結をされた内容を指すものと理解をしております。その関係で申し上げますと、確かに議員御指摘されたとおり、所有権割合を北部財産管理組合と旧糸貫町の間

において所有権割合2分の1を有するという書き方がしてあったように記憶をしております。ただ、それは旧糸貫町時代から慣例と申しますか、議会の議決を得ながら進められてきた内容につきましては、堤防敷と開発する河川敷との一体開発の中でそういう覚書がなされたものと理解しております。所有権割合の精算につきましては、それらの土地を第三者に処分する、一体開発であり、なおかつ第三者に処分をするときの覚書と理解をしております。一般質問の御回答でも申し上げましたとおり、今回覚書が締結されましたのは、浄水場及び駐車場敷地として利活用するためということで、新市に受け継ぎながら、現在の多目的広場を造成させていただいたとおりの内容でございます。したがって、第三者に処分をするという考え方と、一体開発の中でそれらを処分するという場合にのみ所有権割合として2分の1をお支払いするというような約束でございまして、今回、今問題になっております使用料及び専用徴収料の問題についてまだ処分がしていない状況でございまして、それらに及ぶもの、それ以外の部分でございまして、直接今回の締約がそれらに及ぼす影響はないと判断をしております。したがって、使用料について各組合に対して2分の1の所有権を主張できるものではないと判断しております。お支払いはいたさないということで内部的に調整が進んだものと思っております。

以上、御理解をいただきますようお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

今の質問は一般質問の中でも行いましたけれども、議長の、私に言わせると不謹慎な発言によってその問題等の解決に至らなかった経緯がありますので、そのものに対しては云々は言いませんけれども、その中において、今も発言の中におかれたように、北部財産管理組合に権利があるというような文言があったと思うんですが、私の議員のときの説明においては、上部組合である組合に2分の1があるというふうに伺っておりますけれども、それがいつ北部に変わったのかということに対して、ここで聞いても問題の解決には当たりませんけれども、またしかるべきところでお聞きしたいと思っておりますけれども、今、執行部の方の説明が地権者と言われる人、または使用料を払っておられる人に御理解を願った上であるとするなら、今ここで私が問題にすることはないと思っておりますので、またしかるべき議会の中において、その問題についてお伺いをしたいと思いますので、きょうはこれにて質問を終わります。

議長（遠山利美君）

これで決算審査の意見に対する質疑を終わります。

代表監査委員は自席にお戻りください。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

まず初めに、総務部の関係で2点伺います。

一つは、事業報告書に基づいて質問いたしますが、2ページに1人当たりの市民税の額が記載されています。平成19年が6万614円、平成20年が5万9,834円ということで、昨年来の経済状況の中で考えれば21年度になるとさらに減っていきだろうというふうに思います。こうした中で、市民の暮らしがどんどん大変になっていくのではないかとというふうに思いますが、この決算の状況の中で、所得階層、特に低所得階層の状況は一体どうなっているのか、比率で結構ですけれども、教えていただきたいと思えます。

2点目は20ページに、入札に関係しまして、総合評価落札方式の試行ということで5件が行われています。これは公共工事の品質確保の促進に関する法律をベースに試行をされたというふうに思いますが、これをやられた結果、内容等についての状況報告をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（遠山利美君）

総務部長 鷲見君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、1点目の市民税の関係の所得階層区分のお話をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

確かに議員言われるように、19年と20年、20年と21年を比べますと、それぞれ低下が見られるということになっております。ケース的に御回答申し上げますと、課税状況調べというのがございまして、それらに対する市民の方々の所得内容を分析したものでございまして、総数を1万5,410人という形の中で、10万円以下の所得の金額の相場は5.5%、10万円を超え100万円以下の場合には35.5%、100万から200万という方が30.9%、200万から300万が13.9%、それらが大層だと理解をしております。

それから、2点目の総合落札方式のお話でございます。

総合落札方式につきましては、議員御質問の中でもございましたように、いわゆる現在の形としては最低価格自動落札方式と呼ばれまして、安い、一定の設計をもとに競争をしていただいて、安い方が自動的に落札をするという経過をとっております。20年度の決算の内容で5件の総合落札方式、総合評価方式の採用でございます。その内容は、土木工事2件、舗装工事2件、水道工事1件の総合評価方式を採用しております。総合評価方式につきましては、災害協定とか、ボランティアとか、地域内の工事実績とか、除雪とか、それらの要素を取り入れながら、地域と密接な関係がある、地域の必要とする企業の方々にそれらの工事を行っていただきたいという願いのもとに、一定の良質な公共工事をお願いしながら、そういう地域要件を加味して進めていこうとする内容でございます。本年度につきましても6件を予定しているところでございます。この方式は、定着をしながら、地域の企業の皆様方に地域ボランティアを含めた地域の総合力の中で有効に活用されて、地

域の企業が育つ願いをもって現在試行的に進めているところでございます。数年経過の後には、これらを基本に市の中に取り入れていくという形で進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

1点目について今お伺いしまして、非常に低所得層が多いなということを改めて実感しております。それだけに、先ほど申し上げたように21年度はさらにこの傾向が強まっていく。市民の暮らしはさらに厳しくなっていくということが予想されているわけでありますけれども、そうした中で、こうした層に対する市としての各種の施策をいろいろと考えていかなければならないというふうに思っています。そういう状況の中で、今国の方が扶養控除の廃止を打ち出してきています。それをやればさらに市民生活に与える影響が大きいのではないかというふうに思っておりますけれども、もし、この扶養控除がなしになったときにどういう影響が及んでいくだろうと、そのあたりについて確認できる部分でお知らせいただきたいと思っております。とりわけ所得をベースにしたサービスなどがこれに当たってくると思いますが、その点をお願いしたいと思います。

二つ目の問題につきましては、地域でできることは地域でやろうという観点からも、今施行されている総合評価システムについては結構なことだと思います。先ほど答弁にありましたように、今試行ですので、数年ということは、20年からいけば20、21、22、23、せいぜいそのあたりまで試行して本格運用をしていくというふうに理解しておけばよろしいですね。その2点、改めてお伺いします。

議長（遠山利美君）

総務部長 鷲見君。

総務部長（鷲見良雄君）

仮定の話で、扶養控除の話でございます。

扶養控除の廃止に伴って、まだ仮定の段階でございますので、具体的な数値、その他についてどうのこうのという見解は持っておりませんが、基本的には、保育料については市民税の額とか所得の区分によって算定をしているということでございますので、当然影響があると。また、国民健康保険につきましては、高額療養費の自己負担限度額とか、入院時の食事代とか、70歳以上の高齢者の自己負担割合等につきましては、市民税とか非課税世帯の区分とか、そういう形で影響を受けております。また、市営住宅につきましても、扶養控除などを考慮しながら算定されているということでございまして、それら所得に係る内容について、そういう控除がなくなれば当然影響が出てくるのではないかと考えておりますが、いずれにいたしましても、まだ論議の過程でございまして、それらがどういう形でどの程度というのはまだまだ試算をしたものでございませぬので、理解をしておるわけではございませぬ。よろしく申し上げます。

2点目につきましては、総合評価落札方式と申しますか、総合評価につきましては、先ほども御説明を申し上げましたように、地域に対する貢献度、ボランティアとか、いろいろな除雪の契約とか、一定の工事实績を見ながら、地域力の高揚と申しますか、地元においていただく企業の皆様方の技術力とか、そういうふだんの活動に御協力をいただきながらともにやっていくという姿勢のもとでございます。議員御指摘のとおり、いつまでも暫定運用と申しますか、試験運用というわけにもいきませんし、それらの結果がいい方向に向いていけば検証の結果取り入れていくべきものと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

いずれにしても、いろんな国の状況等を注視しながら、必要に応じて必要な手当てがすぐとれるような対応を心がけてほしいということを申し上げておきます。

あと3点ですが、一つは、7ページの母子家庭自立支援給付金事業補助金がございます。これについて、19年度は19万3,000円でしたが、この事業はなかなか進まなかったという状況がありますけれども、20年度については一挙に100万2,000円ということで大きく動いています。このことはいいことだというふうに思っておりますけれども、19年度と20年度の違いというのはどういうところにあったのかお伺いしたいと思います。

二つ目は、9ページの民生費、市民環境部の関係でありますけれども、その中で、今県が行政改革ということで市に対する2分の1の補助金を3分の1にしようということを打ち出しています。最終決定はもちろんまだしておりませんが、この20年度決算ベースで、特に市民環境部の関係でもし3分の1になったら、どのくらいの影響が出てくるんだろうということがわかれば教えていただきたいと思えます。

3点目ですけど、21ページに自治振興費の中で根尾地域振興事業調査委託料がございます。もちろん19年度もございましたけれども、この振興事業の調査をすることによって、これからの根尾地域をどのように発展させていくのか。あるいはまちおこしをどうするのかというようなことを調査委託されたと思えますけれども、その結果についてはまだ報告を受けていないと思うので、その結果及びそれを受けてこれからどういう方向へ進んでいこうとするのか、その点について伺いたいと思えます。以上です。

議長（遠山利美君）

健康福祉部長 村瀬君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、今御質問にありました7ページの母子家庭自立支援給付金事業補助金でございますけれども、20年度につきまして、御存じだと思いますけれども、いわゆる本巣市母子家庭高等技能訓練促進費というのがございまして、その中に母子家庭の方がいわゆる資格を取るための制度でござい

ざいます。この中の20年度につきましては、看護師の資格を取りたいということで申請がありまして、その部分、月額10万3,000円でございますけれども、1年分が見てあったということで、19年度に対して大きく補助金が入ったということでございます。以上でございます。

議長（遠山利美君）

市民環境部長 藤原君。

市民環境部長（藤原俊一君）

それでは、福祉医療費の助成事業についてお答えさせていただきます。

県がまだ今はっきりしたことは出しておりませんが、現在、福祉医療に対しては2分の1が補助金として来ております。それが今は3分の1というような仮定のことでございますが、その影響がどうなるかといったような御質問でございます。2分の1から3分の1になった場合、この福祉医療の助成については約4,460万ほどになるかなというようなことを思っております。以上でございます。

議長（遠山利美君）

根尾総合支所長 山田君。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

先ほど21ページというふうにお話があったんですが、24ページではないですか。24ページの08の自治振興費の(4)の根尾地域振興事業調査委託料の御質問だと思いますが、この事業につきましては、今、特産品開発といたしまして、ニンニクの特産開発を行っておるところでございますが、その事業に充てておる委託料でございます。これについては一応、今後このニンニクを特産品として開発していこうということで、ニンニクの生産をしている農家、十何戸あったと思いますが、そちらの方で根尾地域に合った特産としてやっっていこうとしている事業でございますので、よろしくお願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

2点目につきまして、4,460万の影響というのは、福祉医療費だけでそれだけで、ほかのこともいろいろ含めると、県の行政改革が今の方針どおりもしやられてしまうと相当な影響が出てくるといふ懸念がされます。そうした中で、県に対して、さまざまな機会をとらえて市町村に過大な負担を押しつけないような働きかけをしていくことが必要だろうというふうに思っています。県の市長会でも、そうした観点から、県に対する申し入れ等をされております。そういったことをベースにしながら、執行部も、また我々議員としてもそうした立場で県に対する働きかけをしていくことが必要だと思っております。そういう点から、このことは改めて数字を明確にさせていただいたわけがありますので、そのことを前提に置きながら今後取り組んでいきたいというふうに思っています。

それと3点目につきまして、新しい事業をこういう形でやられたときに、ここに限りませんけれ

ども、いろんなことを新しく調査をする場合が幾つかありますが、そういうときには、その結果、その成果についての報告をいろんな形でやっぱりしてもらって、それがこれからどう生きていくのかということについても明らかにしていってほしいということを改めて申し上げておきます。以上です。

議長（遠山利美君）

ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

道下君。

9番（道下和茂君）

今の山林整備について林政部長にちょっとお聞きしたいんですが、山というものは、やはり水源の涵養とか、また環境の面から整備することが求められておりますが、款6農林水産業の目で林業振興費、節19負担金補助及び交付金の不用額486万4,050円、また13の委託料、不用額253万1,930円、この不用額の御説明を賜りたいのと、なぜ不用額が発生したのか、その理由も。

森林整備地域活動支援交付金補助事業におきましては、19年度では面積で約3,000平米少し、また20年度でも3,000平米少しで、金額としましては1,500万から1,600万ということで、これはいいわけですが、間伐事業補助は19年度が817万で、20年度は1,664万5,000円と約倍増しておるわけですが、倍増しておきながら不用額が四百何ぼも発生するということにつきまして、これはそれを行うにつきまして事業者の能力がないのか、またほかの理由でそういった事業推進ができなかったのか、その点をお聞きします。

議長（遠山利美君）

林政部長 山田君。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

林業費の負担金補助交付金の不用額について御説明をさせていただきます。

不用額486万4,050円でございますが、間伐事業の補助金につきましては、補助金単価の変更に伴う金額の減でございます。面積については、昨年度同様変わってございませんが、単価が下がったということで減額をしております。

それから、風雪災害山林復旧補助金については、降雪量が少ないということで、申請がなかったことによる減額でございます。それから森林整備地域活動支援金につきましては、事業量の減がございまして、これによる減額でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

道下君。

9番（道下和茂君）

今説明で事業量の減ということですが、事業ができなかったのか、また事業をやろうと思ってもそれだけこなせなかったのか、本当にやるところがなかったのか。私が見るには、本巢市の山にお

きましてはまだまだ整備をしていかななくてはならない状況であります。間伐の単価が下がりましたということですが、これは去年の21年度では県の方の間伐の補助金等も増額し、また新たに市の方もそうした間伐材の搬出については補助を上乗せするよということになっておりますが、単価が下がったという理解がちょっとわからないんですが。

議長（遠山利美君）

林政部長 山田君。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

2点御質問があったと思いますが、森林整備地域活動支援交付金でございますが、これは新規分について当初100ヘクタールほど見ておりましたが、これがなかったことが主な要因でございます。

それから、あと間伐事業の補助金についてでございますが、これは県の方で直接事業者の方が事業の補助金を受けて、そのかさ上げを市の方で助成をしておるわけでございますが、これが県の方の単価が変更がございまして、市の方もそれにあわせて減額になったというものでございます。以上でございます。

議長（遠山利美君）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

20年度の予算の審議の折に、幾つか問題があるとは思いましたが、とりわけ後期高齢者医療制度の発足のときでございましたので、このことに限定して当時反対討論をいたしました。この非人間的な制度が20年度、そして今年度もさらに続けられている。このことについては、まさにさきの総選挙において民主党も廃止を公約いたしました。残念ながら今先送りをしようとしておりますけれども、いずれにしても国民の願いは廃止です。そうした制度が20年度続けられ、今後も続けられていく、このことについては到底容認することはできない。当初、20年度の予算のときに申し上げたことがまさにぴったりしているこの間の情勢だというふうに思っています。そうしたことから、ほかのこともありますけれども、特にこの点にだけ限定して本決算に賛成できないということをお願いいたします。この後に出てくる国民健康保険特別会計、また後期高齢者医療特別会計、同時に保健医療特別会計、すべてこの絡みでございますので、一体としてやっぱり同意できないということをお願いいたします。以上です。

議長（遠山利美君）

ただいま反対の発言がありました。

賛成の発言はありますか。

〔挙手する者あり〕

後藤君。

14番（後藤壽太郎君）

当時、後期高齢者保険という中でありますが、日本の財政が逼迫している中で、老人保健のあり方の一つとしてこれは必要であるというふうで、我々も市長を代表として送り、そしてきちんと議論してきた経緯があります。そんな中で、それを使用するのに、またそれを運用するのに不便、また理不尽な点もございすが、それは都度修正をしながら行っていくということで賛成した経緯の中で、まだこの20年度の決算が適切に行われていると思いますので、賛成をいたします。

議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第2号 平成20年度本巢市一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

ここで昼食のため暫時休憩します。

昼は午後1時から再開しますので、よろしく願います。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 再開

議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 認定第3号から日程第14 認定第5号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第12、認定第3号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてから日程第14、認定第5号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてまでを一括議題といたします。

認定第3号から認定第5号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 臼井悦子君。

文教福祉委員会委員長（臼井悦子君）

文教福祉委員会付託案件について報告します。

認定第3号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について。

根尾診療所の看護師体制についての質問に対して、募集は行ったが、応募者がなかった。現在、臨時職員を嘱託職員としての対応でお願いしているとの答弁でした。

また、収入未済額者に対して、今後の対応はという質問では、滞納者に対して徴収するよう努力していきたいとの答弁でした。

安定的な基金はどれくらいかの質問に対して、3ヵ月分ぐらいが妥当との答弁でした。

採決の結果、委員会では全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第4号 平成20年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

国の政権がかわって、制度がどのように変わるかのという質問に対して、まだ何もお聞きしていませんという答弁でした。

採決の結果、委員会では全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第5号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について。

慎重に審査をいたしました。特に質疑はありませんでした。

委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

議長（遠山利美君）

認定第3号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第3号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第4号 平成20年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第4号 平成20年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第5号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第5号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 認定第6号から日程第17 認定第8号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）  
議長（遠山利美君）

日程第15、認定第6号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてから日程第17、認定第8号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてまでを一括議題といたします。

認定第6号から認定第8号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

産業建設委員会に付託された案件を報告いたします。

認定第6号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について。

慎重に審議をいたしました。特に質疑はありませんでした。

委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

認定第7号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について。

慎重に審議をいたしました。特に質疑はありませんでした。

委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

認定第8号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について。

慎重に審議をいたしました。特に質疑はありませんでした。

委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

議長（遠山利美君）

認定第6号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第6号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第7号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第7号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第8号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第8号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

日程第18 議案第68号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第18、議案第68号 動産の買入についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、議案の追加をお認めいただきましたので、本日提出いたしました追加議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第68号 動産の買入についてでございます。

買入れ物件は、小中学校ICT環境整備事業による情報通信技術機器の購入でございます。

12月1日に指名競争入札を行いまして、消費税等を含めて7,560万円で落札されました。契約の相手方は、大垣市船町5丁目23番地、株式会社中日エイブイシステム、代表取締役 神谷等氏でございます。

情報通信機器の主なものとしましては、教育用パソコン46台、校務用パソコン138台、電子黒板

機能つきデジタルテレビ12台でございます。

物品売買契約を締結するに当たり、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（遠山利美君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

この議案に関しましては、国の第1次補正に基づくものでありまして、これにつきましては地域経済の活性、市としての予算がこういった位置づけがあったと思いますが、この業者を見てみますと、本巢市内の業者ではないと思いますが、こういったことは考慮されなかったのか御質問いたします。

議長（遠山利美君）

総務部長 鷲見君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

御案内のように、入札執行一覧表によりますと、ごらんのような業者名12社という形をとっております。これらにつきましては、内容を先ほど御説明申し上げましたように、パソコンを含めた関連機器を含めたものでございまして、これらを施行する過去に地方公共団体との一定の契約があるかどうか実績を含めまして、それら公共工事でございますので、施行の安全性等を考慮した結果、県内に属する中でこれらの業者がいわゆる仕様書に書かれている内容を充足すると認めましたので、こういう形にさせていただきました。市内には関連業者としてそういう実績があるものがなかったというものでございます。

以上、御回答とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

実績のことを言われましたが、金額がかなり高額なものであったのかなあということで今とらえるわけでございますが、市内12校につけたわけでありまして、入札規模を小さくして、小規模な契約とすることは考えられなかったのか、再度確認いたします。

議長（遠山利美君）

総務部長 鷲見君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、お答えします。

今回、議員御指摘のような国の経済危機対策の中で、繰り越しを認められず、一定の期間内に事業の完了が見込まれるということでございます。御案内のように、岐阜県下、全国的にもかなりの勢いで該当工事が発注されております。それらの中で、それらを区分することが本当に妥当かどうか、有益性の問題と景気の観点それぞれを総合的に判断しながら、設置にかかる日数等々を勘案したものでございまして、ここの中で辞退と申し上げておる業者が3社程度でございます。これらも他自治体の入札執行等々を考えると、一定の期間内にそれらを納めることが非常に難しいということで、御迷惑をかけるということで辞退文をいただいておりますのが現状でございまして、やはり早急に今年度内にそれらの作業を終了させようとする、どうしても一括的な発注でないと耐えきれないという判断のもとに行ったものでございます。よろしく申し上げます。

議長（遠山利美君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第68号 動産の買入については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第19 発議第14号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第19、発議第14号 就学・修学保障制度の充実を求める意見書についてを議題といたします。

発議第14号について、提出者に説明を求めます。

提出者、9番 道下和茂君。

9番（道下和茂君）

それでは、発議第14号 就学・修学保障制度の充実を求める意見書につきまして、発案をさせて

いただきます。

経済の急激な悪化により失業者が急増し、また、年収200万円以下の労働者が増加しています。しかし、就学・修学保障制度は、国による補助金廃止や地方財政の悪化などの影響で、これまでの水準を維持していくのが困難な状況になってきています。

家庭の所得の違いで子供たちの学力や進路などに影響が出ないようにするために、就学・修学の保障を行う制度の充実が求められており、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるように就学援助制度の拡充が望まれています。また、県下公立高校の減免制度の利用者は昨年度で制度全体の生徒が2,232人、免除額も1億3,000万円弱に達し、過去最高となっております。学びの機会を保障するためには、高校授業料の無償化及び奨学金制度を一層整備することが望まれます。

よって、政府におかれましては、教育の機会均等と学びを保障するための就学・修学保障制度の充実に向け、次の事項に取り組むことを強く要望します。

一つ、就学援助制度の充実と自治体間格差を是正するため、国として十分な財源確保を行うこと。

2．公立高校の授業料の実質無償化、私立高校へ通う生徒への授業料補助の制度を早急に実現すること。

3．給付制奨学金制度の創設など奨学金制度を早急に充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

御賛同賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長（遠山利美君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第14号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第14号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第14号を採決します。

発議第14号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第14号 就学・修学保障制度の充実を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第20 発議第15号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第20、発議第15号 地方自治体に対する施策の充実及び財源確保に関する意見書についてを議題といたします。

発議第15号について、提出者に説明を求めます。

提出者、6番 高田文一君。

6番（高田文一君）

それでは、発案をさせていただきます。

けさほどの諸般の報告にありましたように、各委員会でそれぞれ意見書として発議するよう決定されました。それをまとめましたので、発案をさせていただきます。

地方自治体に対する施策の充実及び財源確保に関する意見書（案）。

地方自治体を取り巻く環境が大変厳しい中、本業市においては市民の暮らしや福祉の向上を目指し、産業の振興や子育て支援、上下水道の整備を初めとする生活環境の整備などに全力で取り組んでいます。しかし、地方交付税や地方税の減少など、本市の財政は厳しい状況であり、事務事業の見直しや経常経費の削減など、合併後10年以降を見据えた行財政改革を推進しているところです。

こうした状況は、本市だけではなく多くの地方自治体に共通しており、国がその実情に十分配慮し、下記の事項に取り組まれるよう強く求めるものです。

記1．補助金の廃止と一括交付金の創設に当たっては、総額の確保や配分方法、地方交付税制度との整合性に十分配慮すること。

2．地方公共交通存続のための新たな対策を国レベルで早急に講じること。

3．市外局番統一の要件の適用に当たっては、地域の実情を加味すること。

4．後期高齢者医療制度の廃止等国の医療保険制度改革においては、国保財政の厳しい状況を十分把握し、市民及び市町村の負担増とならない制度にすること。

5．妊婦健診の公費負担においては、現行の財政支援を継続すること。

6．子宮がん検診、乳がん検診について、今年同様22年度以降も全額国の財政支援を継続すること。

7．教育・保育を一体として行う「認定子ども園」については、市町村設置の施設も補助対象とすること。

8．東海環状自動車道西回りルートやそのアクセス道路、生活道路などの整備促進のため、必要な財源を確保すること。

9．農業者戸別所得補償制度は、地方の実情・意見を十分に踏まえ、農業者が将来にわたって希望が持てる制度にすること。

10. 森林管理・環境保全直接支払制度の実施時期及び実施主体等について早急に明らかにすること。

11. 国産材需要拡大のため、国の対策を早急に講じること。

12. 上下水道事業の執行に支障が生じないように、補助金の廃止と一括交付金の創設に当たっては、総額の確保や配分方法に配慮すること。

13. 教育を取り巻く課題は多様化しており、教職員の定数改善を図り、多様な教育を展開するために、教職員の定数を増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提案します。どうぞよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上、発案といたします。

議長（遠山利美君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第15号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第15号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第15号を採決します。

発議第15号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第15号 地方自治体に対する施策の充実及び財源確保に関する意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第21 発議第16号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第21、発議第16号 日米F T A（自由貿易協定）に反対する意見書についてを議題といたします。

発議第16号について、提出者に説明を求めます。

提出者、14番 後藤壽太郎君。

14番（後藤壽太郎君）

それでは、日米F T A（自由貿易協定）に反対する意見書（案）について、経緯と説明をさせていただきます。

今度の衆議院選挙におきまして政権政党がかわりました。そのかわった政権政党のマニフェストの中に、日米F T Aを結ぶということが上げられております。

このF T Aに関しましては、長所・短所等々ありますが、この本業市においては、農業従事者が多い中で、農業は今、関税によって農業者の米の安定化、そして4割減反をすることによっての安定化等々、農業従事者においては大変国策において今温かくされておりますが、この中で自由貿易協定を結んで価格が自由になり、農業製品がアメリカからどんどん安いのが入ってくるということになりますと、現在の農業従事者は立ち行かなくなり、また、本業市においても自給自足、そして安心・安全の製品づくり等々を行っている中で大変なことになるという思いの中で、今現在においてはその時期ではない、もう少し支援をきちんとして、そして自立できる農業者を育ててからこのF T Aを締結する必要があるんじゃないかということで、反対の意見をやる意見書を出すわけであります。

ただいまよりこの案を読ませていただいて、かえたいと思います。

日米においてF T A締結がなされれば、アメリカの安い農産物が日本の市場に流入し、米や牛肉などの価格の暴落は避けられないこととなり、結果として、我が国の農業に壊滅的な打撃を与えるとともに、安全で安心な国内産の食料を求める国民の願いにも背くこととなります。

現在、我が国が輸出競争を持つ鉱工業製品の関税はかなり低く、日米F T A締結に際してのアメリカのねらいは、我が国農産物の関税を撤廃させることにあり、一たん交渉が始まれば取り返しのつかない事態を招くことが懸念されます。

今求められていることは、食料自給率の向上、さらには国土の保全や水源の涵養など多面的機能の維持・確保に向け、農業の再生を図ることであります。

よって、国においては農業が持続可能となるよう各種施策をより積極的に推進され、アメリカとのF T A交渉を行わないよう強くお願いするものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

どうか皆さん方の御判断をよろしくお願いいたします。

議長（遠山利美君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

今、農業者の自由貿易に対する関税の撤廃というような御意見だったと思うんですけども、過去において同じようなことがなされたときに、日本国に対してジャパンバッシングというような形で、非常にアメリカから厳しい指摘、制裁を受けたということが過去にあります。今のこの時代の流れの中において、今の日本においてそれをはね返すだけの国力もないような気がしております。また、製造業におかれましては輸出に対しての依存度が高く、そういうものに対しての制裁が加えられる可能性がある現状において、今これを提出することにおいては、気持ちはよくわかりますけれども、少し早い時期ではないかと。もう少しこの日本の国の政策、また政党の考え方が決まってからでも遅くはないかと思っておりますので、反対の意見とさせていただきます。

議長（遠山利美君）

ほかにありますか、質疑。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第16号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第16号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

中村君。

10番（中村重光君）

先日、産業建設委員会の最後に、ただいま意見書を提出されました後藤議員の方から、この日米F T Aに反対する意見書の採択をお願いしたいということで、るる中身について御案内がございました。私どもの委員会においては、お2方が即賛成、1名の方は反対と、こういうことございました。私は、意思表示をいたしませんでした。その一番大きな理由は、私個人はこの日米の自由貿易協定に関する内容はほとんど無知でございました。勉強不足で大変申しわけないんですが、よく内容がわかりませんでした。そういう意味で、意思表示はいたしませんでした。それで、産業建設委員長の方からテキストをいただきました。F T Aとは何かという、株式会社ロジスティック、ここの企業の発行された自由貿易協定とはいかなるものかというテキストでございました。うちで熟読いたしましたが、なかなか奥の深い内容ではないかなあというふうに感じました。明くる日に産業建設部長にお伺いをして、一体全体この日米F T Aの中身についてさらに勉強したいと、こういう思いでお邪魔をいたしましたが、時間的にうまく合わなかったということで勉強できませんでしたが、私はこういう意見書を提出されるときには、やはり全議員18人が心を一つにして意見書の賛

否を問うと。もっと勉強の機会を与えていただきたいなあ、こんなふうと思うわけです。

過去にも私は意見書を提出いたしました。非暴力宣言のたぐいの意見書を、ここの議事堂の中で全員の皆様の御賛同を得まして、行政側に働きかけて、そして大会を開催していただいたり、そしてモニュメントを広場に立てていただいたりというようなたぐいの意見書を採択した覚えがあります。そういうたぐいのものと違いまして、今回の日米のF T Aの反対する意見書については、やはり日本国のあらゆる業種の品種に係る国策でございます。そういう意味で、私個人はこれを読ませていただきましたが、農業行政全般にかかわる日米の自由貿易協定書の内容だというふうに理解しております。そういう意味で、私は本巣市における影響、また本巣市議会に対する影響等々を十二分に考慮しながら、全員がこの協定書の反対の意見書に賛成していただけるよう御努力をお願いしたいという思いで、この意見書については保留とさせていただきます。以上です。

議長（遠山利美君）

ほかに討論ありますか。

〔挙手する者あり〕

安藤君。

8番（安藤重夫君）

長々と御発言がありました。かつて本巣市議会の私の記憶で、ひょっとしたら違っておられますが、3月議会だったと思いますが、W T Oに関しての一般質問と、このF T Aに関しての一般質問をやらせてもらった経緯から、あのような御発言があるとは大変残念でございます。なぜかと言いますと、私どものことでありますので、どこまで言っているのかわかりませんが、60町歩の農業経営をいたしまして今日に至っておるわけですが、10年前に岐大の教授が私どもの我が家の分析をされましたところ、60キロ1俵当たりの生産原価が1万4,000円というようなことであります。今ではもっと下がってきておるはずであります。それが、こういったF T Aを日米で締結するなんていうことは、60キロ1俵当たりの米価が5,000円ないし4,500円の米が怒濤のように入ってくるということでありまして、まして牛肉であっても同じことであります。何回も新聞紙上に危険部位が混入してきておるといようなことを含めまして、我々の日本国の食の安全、これは大変危惧を申し上げます。アメリカにおいても、イギリスにおいても、フランスにおいても、自給率は100%を超えております。その国々は、自国の農業生産者に手厚い保護を重ねております。翻ってこの民主党の政策は、個別補償をしますよと言いながら、現在何も具体的なものもありません。農家に対して、この前の衆議院選挙において大変な迷いを民主党が打ち出したと私は確信しております。ですから、一般補償を農業生産者に出すのなら、それを具体的にこれだけですと、そういった手厚いものを具体的にされてから、それからF T Aなり何なり締結されるなら締結されれば結構なことであります。日米のF T Aが締結された場合は、日本国の農業は壊滅です。牛肉に至っても、先ほども申しあげましたように豚肉に至っても、すべてオレンジもそうでしょう、全部ですよ。大変な問題ですよ。日本の農業をどう考えるか、日本の安全保障をどう考えるかですよ。こんなものはいち早く撤廃するように意見書を政府にたたきつける思いで、賛成意見として申し上げます。

議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより発議第16号を採決します。

発議第16号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第16号 日米F T A（自由貿易協定）に反対する意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩します。

午後1時44分 休憩

午後1時45分 再開

議長（遠山利美君）

再開します。

議長（遠山利美君）

お諮りします。ただいま安藤重夫君ほか2名の方から発議第17号 岐阜県行財政改革アクションプランに関する意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第17号 岐阜県行財政改革アクションプランに関する意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第17号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

追加日程第1、発議第17号 岐阜県行財政改革アクションプランに関する意見書についてを議題といたします。

発議第17号について、提出者に説明を求めます。

提出者、安藤重夫君。

8番（安藤重夫君）

岐阜県行財政改革アクションプランに関する意見書（案）。

本巣市では、厳しい財政状況に対応するため、事務事業の見直しや財政健全化に向けた取り組みなど、合併後10年以降を見据えた健全な財政運営に向け努力をしているところです。岐阜県においても、三位一体改革による地方交付税の大幅な減少、高齢化に伴う社会保障関係経費等、義務的経

費の増大による財政の悪化に対して、基金の取り崩し等で対応していますが、さらに平成22年度以降に見込まれる300億円を超える財源不足に対応するため、構造的な財源不足の解消を目指した行財政改革を推進するとしています。今後、策定される岐阜県の構造的な歳出の改革の中には、市町村に対する補助金等の削減も含まれる可能性があり、もしこの改革が実施されれば、本業市を含む県内市町村の行財政運営のみならず、市民生活や企業活動等のあらゆる分野に大きな影響をもたらすものと考えられ、関係者や県民は不安を募らせています。よって、県におかれましては、行財政改革アクションプランの策定に当たって次の事項について特に配慮されるよう強く求めるものです。

記1．今回の行財政改革の全体像及び中・長期的な財政展望について早急に明らかにすること。

2．安易に市町村に対する補助金等を削減することのないよう、補助金等を含めた役割分担を市町村と十分協議して決定すること。

3．財政再建団体転落回避のためのプランではなく、「岐阜県長期構想」に基づく県民が安心して暮らせる戦略的プランとして位置づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（遠山利美君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

私も余りに勉強不足で恥ずかしいことなんですけれども、この県が行っているアクションプランというものに対して少し説明をいただけると幸いです。

議長（遠山利美君）

安藤君。

8番（安藤重夫君）

総務部長、よろしくお願いします。

議長（遠山利美君）

総務部長 鷲見君。

総務部長（鷲見良雄君）

急な御質問で、申しわけございません。

私より市長の方がいいかと思いますが、露払いという面で若干知り得る情報の中で御回答をさせていただきます。

まさに岐阜県の行財政改革プランと申しますのは、岐阜県のとるべき行動計画という形でございまして、これらは何のためかといいますと、ここの意見書の説明の中にもございますように、現在も財政構造が硬直化をいたしまして、来年度以降、予算編成に当たって、ここに書いてございます

ように300億を超える歳入欠陥に陥る可能性があるということでございます。これらを解消するために、県があらゆる手段をとってありまして、御指摘のように市町村に対する補助金の検討、また県職員に対する賃金カットとか、ありとあらゆる県関係団体への補助金の削減とか見直し、知事も申しておりますように、外郭団体、出先機関との統廃合とか、それらを検討しながら県民生活の安定に向けた取り組みが現在なされているところでございます。

そういう中で、やはり300億の赤字ということでございまして、今申し上げたような歳入歳出の均衡を図るべく、25年に向けて財政構造を立て直していこうと。そのために今やること、今行動すべきことが何ぞやということで、まさに行動計画、アクションプランという形で協議をされていることございまして、県民の皆様初め市町村にもあらゆる努力をお願いしたいという内容のものではないかと私なりに考えております。よろしく願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

今説明をいただきまして、少しわかったかなあというもの何ですけれども、アクションプランという、アクションとは物を起こすという意味なんですけれども、今の説明の中にもあられたように、3年ぐらい前にもそういうような問題が起きて、今のままの県政の運用をしていけば、いずれは財政破綻となって、県債が県の判断で発行ができなくなるであろうということが3年ぐらい前のニュースかなんかに載って、私のときの会ニュースでも書いたような覚えがあります。そのことを踏まえて、そういうことをしないために節約をしていこうというプランがこのプランのことですかね。そういうふうに解釈していいですか。そういう中において解釈をさせていただきますと、今、県においては知事初め三役、いろんな方が自分の報酬というものを30%近くカットしたのではないかと、いうふうに記憶しておりますが、数字のことに對して多少の違いがあったら失礼いたしますけれども、そういう中において、また本業においてもバス等の補助金等が今までよりもまた50%カットされるであろうというような心配の中において、新聞から想像するにおいて、いろんな各位のところに対して厳しいということは重々わかっておるけれども、この3年間の間、今のままのやり方でいけば県債が自由に発行できなくなって、メロンと同じような市になるおそれがあるという観点から、こういうものを起こしておるということに対しては、本業市民の一員でもあり、また県民の一員でもある者として、県政が破綻しないことを願って、つらいこともあるかとは思いますが、今これをまた提出することに対してはいかがかなあという気がしますが、このことに対して県の方にまたどのように配慮されるのか、意見を伺いたいと思っております。

議長（遠山利美君）

提出者、安藤君。

8番（安藤重夫君）

御発言の趣旨はよくわかりますが、県においても先ほど読み上げましたような大変な負債を抱え

ております。同時に我が市も同じような大変な歳入欠損が見込まれます。ですから、補助金はつらい中でもお願いを申し上げたいということが趣旨でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

我が本市においても豊かな暮らしをしているわけではなく、また職員その他の人たちにもつらい思いをして、ボーナスの削減等もしておられる。これは、そういうつらい思いをしておる中において、なおかつまた県が、言葉は悪いですがけれども県債が発行ができなくなった。また、そういうことに至った場合においての本業市に与える影響をかんがみるにおいて、非常にそういう状況になったときの方が今よりも一層の節約を強いられるものではないかと思っております。ですから、県におかれて、今我が身を削ってトップの人たちが一丸となって改革をなされようと、財政が何とか自立ができて県債が発行できるまでに何とか持ち直そうと思っておる中において、我が市においても多少の苦しみは県民として理解をしてあげなければいけないのではないかと思っております。

議長（遠山利美君）

安藤君。

8番（安藤重夫君）

知事が聞かれるなら、大変お喜びになるような……。どうぞ御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（遠山利美君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第17号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第17号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今聞いておりましたが、この問題につきまして、私も先ほどの一般質問の中においても少しばかり触れさせていただきましたが、来年度、22年度に当たって県は約330億円の財源不足が出るという中で、補助金カットですとかいろんな県施設の休廃止等も含め、それが全部計画どおりいけば143億円の財源が回復をでき、これにつきましては赤字が今の県の規模で210億円を超えますと、先

ほどから言われております財政再建団体に陥るといことで、それを回避しようといことで今いろんなことがされておると思いますが、私も本市のことを考えますと、大変微妙な立場であります、この意見書につきましては、そういった県のあれとは別に、みずから県職員の給与も15%から7%削減の案を出しているという状況の中で、本市におきましては、こういった意見書につきましては慎重に扱っていただきたいと、慎重に皆様方には御審議をしていただきたいと思っておりますので、反対と申しますか、微妙な立場でありますので、よろしくお願いたします。

議長（遠山利美君）

ただいま発言がございましたけれども、賛成の発言はありますか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

この意見書について、特に記の第1に、全容はどうなっているのかということが、残念ながらなかなか明らかにされない。その中で市町村に対するいろんな補助金等の削減というのが打ち出されている。そのことにさらに多くの県民、また我々も含めて不安を募らせているというのが現状ではないかと思っています。今のような県財政の危機を招いてきた責任がどこにあるのか、市町村にあるのか、県にあるのか、これは自明のことだと思うんですが、そうした中で県がみずからのこれまでの政策を総点検して、正すべきところは正すといこと全容が明らかになり、それをベースにして、じゃあどうしようかとい話になってくればまだしも、そうっていないとい今の現状を考えてみれば、この3項目のうち特に1番目、3番目、このことがまず明らかにされた上で、そしてその中で市町村との役割分担を明確にしていくという方向を打ち出していくのが必要だろうといふふうに思っております。そういうふうになっていないとい現状の中では、このことをきちんと県に申し上げていくことは重要だといふふうに思っており、賛成をいたします。

議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより発議第17号を採決します。

発議第17号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第17号 岐阜県行財政改革アクションプランに関する意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

閉会の宣告

議長（遠山利美君）

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成21年第6回本巣市議会定例会を閉会いたします。

19日間にわたり、大変に御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後 2 時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員